

せいかつ ほ ご 生活保護のしくみ

—— せいかつ こま かた
生活にお困りの方に ——



せいかつ ほ ご せいど にほんこくけんぽうだい じょう きてい もと せいかつ こま
生活保護制度は、日本国憲法第25条の規定に基づいて、生活に困っ
かたがた にんげん い さいていげんど せいかつ ほしょう じりつ
ている方々が、人間として生きる最低限度の生活を保障され、自立する
えんじょ う こくみん けんり せいど
ための援助が受けられるようにつくられた国民の権利としての制度です。

せいかつ ほ ご せいど ただ りかい
このしおりは、生活保護制度について、正しく理解していただくために、
さくせい
できるだけわかりやすく作成したものです。

ちゅう おう し
中 央 市

生活保護とは

わたし いっしょう あいだ さまざま じじょう せいかつ こま
私 たちの 一生の 間 には、様々な事情で生活に困ってしまうことがあります。

せいかつ ほ ご じぶん ちから せいかつ かた こま ていど おう
生活保護は、自分の 力 だけではどうしても生活できない方に対して、困っている程度に
じて、経済的な援助を行うとともに、一日もはやく自分の 力 で生活できるよう手助けをする
せいど
制度です。

せいど くに き ようけん み だれ ほ ご う
この制度では、国で決めた要件を満たせば、誰でも保護を受けることができます。

扶養義務について

おや こ きょうだいしまい みんなぽうじょう ふよう ぎ む えんじょ う
親・子ども・兄 弟 姉妹などの民法上の扶養義務のあるかたから援助を受けることができる
ばあい う くだ
場合は受けて下さい。

生活保護を受けるために

ほ ご う かんが かた つぎ どりよく
保護を受けようと 考 えておられる方は、次のような努力をしてください。

- はたら かつ じぶん のうりよく おう いっしょうけんめいはたら
1 働くことができる方は、自分の能力に応じて、一生懸命 働 いてください。
- ねんきん てあて ほうりつ う えんじょ う
2 年金や手当など、ほかの法律で受けられる援助はすべて受けてください。
- りよう しさん げんそく せいかつ かつよう
3 利用できる資産は、原則としてすべて生活のために活用してください。

しさん ふどうさん ききんぞく よちよきん じかようしゃ せいめいほけん
(資産とは、不動産、貴金属、預貯金、自家用車、生命保険などのことです。)

※例外的に、資産の保有が認められる場合もあります。

- せいかつ ほ ご もくてき たっせい ひつよう し じ しどう う
4 ケースワーカーから、生活保護の目的の達成に必要な指示や指導を受けたときは、これを
まも
守らなければなりません。

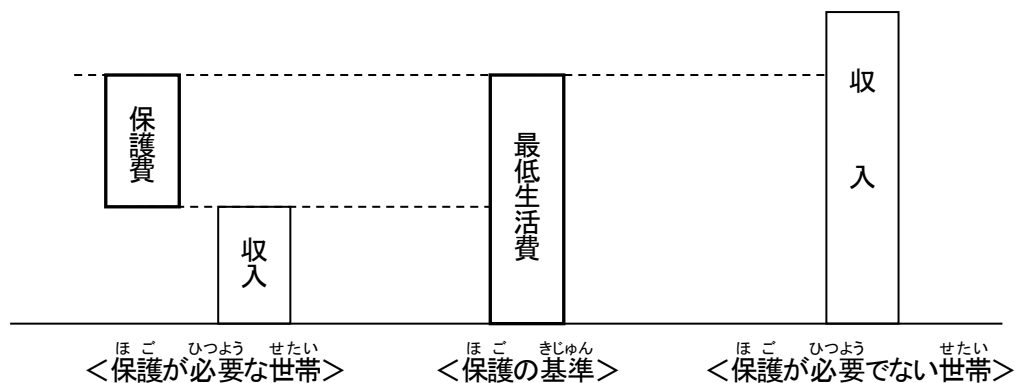
保護の種類

- | | |
|--------|----------------------------|
| 1 生活扶助 | 衣食や光熱水費など日常の暮らしの費用 |
| 2 住宅扶助 | 家賃や家屋の修繕・補修などの費用 |
| 3 教育扶助 | 小学生・中学生の学用品、給食費などの費用 |
| 4 介護扶助 | 寝たきり・認知症などのため介護サービスを利用する費用 |
| 5 医療扶助 | 病気やけがの治療のため、医者にかかる費用 |
| 6 出産扶助 | 出産に必要な費用 |
| 7 生業扶助 | 技能を身につけたり、仕事につくための費用 |
| 8 葬祭扶助 | お葬式の費用 |

保護の決定

生活保護は、世帯を単位に決定します。

したがって、いっしょに生活している世帯全員の収入と国が定めた最低生活費とを比べて
 うえで決められます。これを図で示すと次のようになります。



- 最低生活費とは、世帯全員の食費・衣類などの生活費、家賃などの住宅費、義務教育に必要な教育費、介護費、医療費などをあわせたものです。
- 収入とは、あなたの世帯すべての収入をいいます。
 (働いて得た収入については、必要経費を控除したうえで最低生活費と比べます。)

ほ ぐ き
保護が決まるまで

そう だん
相 談

… せいかつ こま ほ ぐ き かた ちか みんせいいいん
生活に困って保護のことをお聞きになりたい方は、お近くの民生委員、
ふくしむしょ そうだん
福祉事務所へご相談ください。

しん せい
申 請

… ふくしむしょ ほ ぐ しんせい ひつよう しよるい う と ひつようじこう きにゆう
福祉事務所で保護申請に必要な書類を受け取って必要事項を記入して
ていしゆつ しんせいしや ほんにん かぞく ふようぎむしや かぎ
提出してください。(申請者は、本人、家族、扶養義務者に限ります。)

ちよう さ
調 査

… しんせい ふくしむしょ ちく たんとういん かてい ほうもん
申請があると、福祉事務所の地区担当員があなたの家庭などを訪問して
せいかつ こま じようきよう ほ ぐ ようけん み ちようさ
生活に困っておられる状況や保護の要件が満たされているかどうか調査し
ます。ひみつ かた まも おし
秘密は固く守りますので、ありのままを教えてください。

けっ てい
決 定

… ちようさ もと ほ ぐ ひつよう けってい
調査に基づき、保護が必要かどうか決定します。

つう ち
通 知

… ほ ぐ う しんせい ひ にちいない ちようさ じかん
保護を受けられるかどうかは、申請の日から14日以内(調査などに時間がか
か にかい けってい つうち
かる場合は30日以内)に決定して通知します。

けってい ないよう ふふく けってい し ひ
なお、決定の内容に不服があるときは、決定があったことを知った日の
よくじつ かぞ い ない やまなしけん ち じ たい ふふく もう た
翌日から数えて3カ月以内に山梨県知事に対し、不服の申し立てをすることが
ができます。

ちゅう おう し ふく し じ む しょ
中 央 市 福 祉 事 務 所

ふく し ぶ ふく し か せいかつ ほ ぐ たんとう
福祉部福祉課 (生活保護担当)

〒 409-3892

じゅうしょ ちゅうおう し うすいあはら
住所 中央市臼井阿原 3 0 1-1

でんわ
電話 0 5 5-2 7 4-8 5 4 4